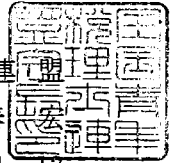




平成 23 年 1 月 18 日

日本税理士会連合会  
会長 池田隼啓 殿

全国青年税理士連  
会 長 片山 泰  
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-12  
代々木リビン 401 号  
電話 03-3354-4162



### 法第 1 条（使命条項）改正の要望書

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は当連盟の活動に深いご理解をいただき、誠にありがとうございます。

さて、貴会におかれましては次期税理士法改正に向け、税理士法改正特別委員会にて議論を重ねておられることと推察いたします。

昨年 12 月に閣議決定された平成 23 年度税制改正大綱では、納税環境の整備について触れたうえで「納税環境整備に係る諸課題が進展し、その一環としての租税教育の重要性も一層高まる中、税理士の果たすべき役割は今後益々重要になっていくものと考えられます。税理士制度については、平成 23 年度中に見直しの必要性や方向性について結論を出すこととされていますが、その見直しに当たっては、税理士を取り巻く状況の変化に的確に対応するとともに、引き続き納税者の利便性の向上を図り、税理士に対する納税者からの信頼をより一層高めるとの観点をも踏まえつつ、関係者等の意見も考慮しながら、検討を進めます。」(P110～111) と税理士法改正に踏み込んだ内容が記載されています。これは大綱の性格からすれば異例の記載といえます。

大綱の納税環境整備の項目における納税者権利憲章の制定及び税務行政手続きの見直し、それに伴う税理士の役割の重要性と合わせてかんがみると、次期税理士法改正には納税者の視点に立って納税者の権利を擁護することをきちんと法制化することへの期待を示しているものと思われます。

そこで、法第 1 条（使命条項）について、納税者の権利擁護をはっきりと記載することを改めて要望するとともに、昨年提出した意見書のうち同条に関する部分を提出いたします。

**【意見】**

- ・ 法第1条「使命」条項に納税者の権利擁護を明確化すべきである。

**【理由】**

税理士法改正におけるすべての項目について念頭に置くべきは、税理士の使命である。税理士は納税者の代理人として、憲法及び税法によって認められている納税者の正当な法的権利の擁護を通じて納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

しかし、現行の税理士法第1条における「独立した公正な立場において」との規定は、税理士は税務官公署にも納税者にも偏らない中立な立場において業務を行うべきであるとする解釈を生じせしめ、納税者の代理人として業務を行う職業専門家であるという税理士の基本的な立場を曖昧にしている。よって、税理士は納税者の代理人として納税者の権利を擁護する使命があることを、誰がみても明らかになるように明確に表現すべきである。

そもそも税理士制度は国民のためにある以上、税理士法改正に当っては「真に国民のための税理士制度の確立」という理念がその根底に流れていなければならない。これが基本的考え方とされなければならない。

従って、税制・税務行政が国家（税務官公署）の立場ではなく、国民（納税者）の立場に立って、抜本的・具体的に改革が進められている状況において、今こそ納税者に立脚する税理士としての立場を税理士法上に堂々と明記すべきである。